

平成 28 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 28-2-3)

施策名	青少年の健全育成
施策の概要	青少年が抱える現代的な課題を踏まえ、主体性や規範意識を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験活動や国際交流、青少年を取り巻く有害環境対策、子供の読書活動等を推進する。

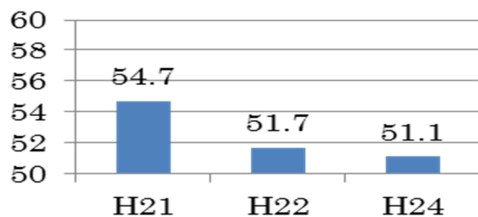
達成目標 1	青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が多様な体験活動を経験できる体制を整備し、地域における体験活動の機会を増加させる。						
達成目標 1 の設定根拠	子供の頃の体験が豊富な人ほど、規範意識・人間関係能力・文化的な作法や教養・意欲関心等が高い傾向にあること等を踏まえ、人づくりの「原点」である体験活動の機会を社会総ぐるみで意図的・計画的に創出し、青少年の体験活動の機会を増加させる必要がある。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	32 年度
①学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供(小学1年生～6年生)の割合 分母:調査対象となった小学生数 分子:該当する小学生数 ※全国から小学校を抽出し、保護者を対象に調査	51.7%	— ※隔年実施	51.1%	— ※隔年実施	50.8%	— ※隔年実施	61.7%以上
	年度ごとの目標値	—	61.7%以上	—	61.7%以上	—	/
	目標値の設定根拠	参考指標④のとおり、学校が行う体験活動の機会は確保されているため、学校以外の公的機関や民間団体等体験活動への参加が今後一層重要となるが、現在減少傾向であるため、現状に歯止めを掛ける。また、体験活動の裾野を広げるため、10年間で10%(1年間で1%)の増加を目指す。					
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	24 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①青少年の体験活動等の評価・顕彰制度の修了者数(表彰者数)の増加	12 人	—	18 人	71 人	149 人	366 人	400 人
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	/
	目標値の設定根拠	若者が体験活動にチャレンジしやすい仕組みを構築するため体験活動を行うことが社会から評価されることが必要である。現在24年度に新規で実施した事業が定着しつつあることから、平成28年度からは参加対象を拡大することや、前年度実績を踏まえ目標値を設定した。					
参考指標	基準値	実績値					
	—	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
①「子どもゆめ基金」事業への応募(採択件数)	—	4,372 件 (3,501 件)	4,665 件 (3,433 件)	4,646 件 (3,517 件)	5,135 件 (4,595 件)	5,749 件 (5,253 件)	

参考指標	基準値	実績値				
	—	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
②宿泊を伴う体験活動を実施している公立小学校の割合(%) 分母:学校基本調査の公立小学校総数(分校は1校としてカウント) 分子:各都道府県・指定都市から「宿泊を伴う体験活動を実施している」と回答のあった公立小学校の総数	—	91.9%	93.7%	93.7%	※調査実施せず	※調査未定

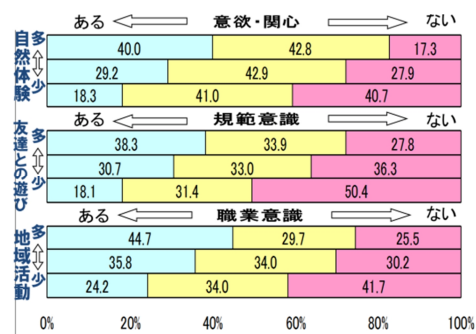
施策・指標に関するグラフ・図等

(①成果指標)

学校以外の公的機関や民間団体等が行う自然体験に関する行事に参加した子供(小学1年生～6年生)の割合(%)



(参考) 体験活動の効果



「成果指標①」の出典：独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査」

「活動指標①」の出典：文部科学省調べ

「参考指標①」の出典：独立行政法人国立青少年教育振興機構調べ

「活動指標②」の出典：文部科学省調べ「学校における体験活動の実施状況」

(参考)：独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」

達成手段
(事業)

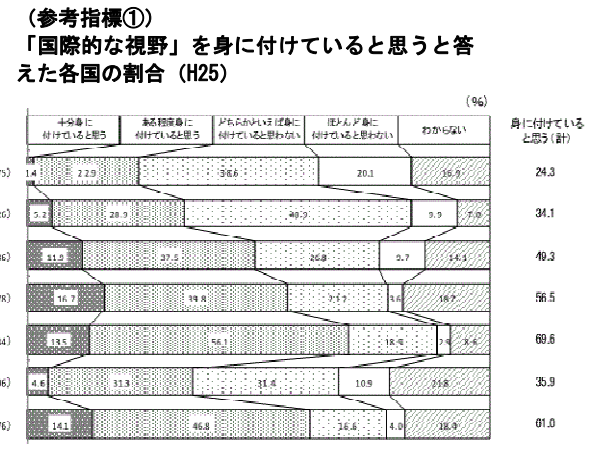
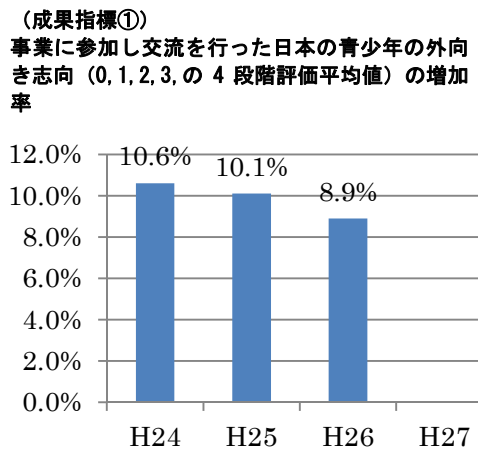
名称 (開始年度)	平成28年度当初予算額 (平成27年度予算額) 【百万円】	APとの関係	平成27年度行政事業 レビュー事業番号
体験活動推進プロジェクト等の充実 (平成23年度)	51 (44)	—	0068
国立青少年教育施設の在り方検討経費 (平成23年度)	6.5 (6.5)	—	0070
独立行政法人国立青少年教育振興機構 運営費交付金に必要な経費 (平成18年度)	9,029 (9,029)	—	0073
独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設整備に必要な経費 (平成18年度)	185 (1,073)	—	0074

達成手段（独立行政法人の事業）		
名称 (開始年度)	平成 28 年度当初予算額 (平成 27 年度予算額) 【百万円】	事業の概要
独立行政法人国立青少年教育振興機構 運営費交付金実施事業 (平成 18 年度)	9,029 の内数 (9,029 の内数)	青少年団体や関係機関と連携をしながら、教育事業、研修支援事業、調査研究、子どもゆめ基金事業を行い、青少年教育の振興や青少年の健全育成に取り組んでいる。
平成 27 年度評価 からの変更点	-	
行政事業レビューと の連携状況	-	

達成目標 2	国際化が進展する中、青少年自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していく意識を高める必要があるため、グローバル人材の育成につながるきっかけづくりの充実に努める						
達成目標 2 の 設定根拠	国際化が進展する中、中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」（平成 25 年 1 月）において、若者の「内向き志向」が指摘されていること等を踏まえ、青少年に対して国際交流体験の機会を提供し、国際的な視野を広げることが必要である。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	24 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	30 年度
①「青少年の国際交流の推進」事業に参加し交流を行った日本の青少年等の外向き志向の増加率※（0,1,2,3,の4段階評価平均値）の増加率 分母：当該事業前の「外向き志向である」に関する評価の平均値 分子：当該事業後の「外向き志向」に関する評価の平均値	10.6%	-	10.6%	10.1%	8.9%	11.1%	10%
	年度ごとの 目標値	-	10%	10%	10%	10%	
	目標値の 設定根拠	国際化が進展する中、青少年に対して国際交流体験の機会を提供し、国際的な視野を広げることが必要であり、事業に参加する前と参加した後で、外向き志向の青少年にどのような効果があるのかを確認する。 ※本成果指標における「外向き志向」は、「世界に貢献したい」、「外国の人との交流を通して自分の可能性を広げたい」、「交流した外国の人と将来もつながりを持ちたい」という質問に対する回答状況を指すものである。					
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	24 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	30 年度
②「青少年の国際交流の推進」事業に参加し交流を行った日本の青少年等の外向き志向の率 分母：当該事業に参加した者の内、事業後、「外向き志向」に関する質問に回答した人数 分子：当該事業に参加した者の内、事業後「外向き志向」に関する質問に「外向き志向」であると回答をした人数	82.8%	-	82.8%	81.3%	81.7%	調査中	80%
	年度ごとの 目標値	-	80%	80%	80%	80%	
	目標値の 設定根拠	国際化が進展する中、青少年に対して国際交流体験の機会を提供し、国際的な視野を広げることが必要であるため、外向き志向の子供が事業参加後、全体の 8 割以上いることを目指す。 ※本成果指標における「外向き志向」は、「世界に貢献したい」、「外国の人との交流を通して自分の可能性を広げたい」、「交流した外国の人と将来もつながりを持ちたい」という質問に対する回答状況を指すものである。					

活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
①「青少年の国際交流の推進」事業数	8	15	15	15	14	15	17
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	国際化に対応するため、青少年や青少年指導者に国際交流の機会を提供する事業が必要であるため前年度同を維持しつつ、平成28年度から新規事業も開始することを踏まえ、目標値を設定した。					
参考指標	実績値						
	日本	ドイツ	スウェーデン	英国	アメリカ	フランス	韓国
①「国際的な視野」を身に付けていると思うと答えた各国の割合(平成25年度)	24.3%	69.6%	61.0%	56.5%	49.3%	35.9%	34.1%

施策・指標に関するグラフ・図等



「成果指標①、②」の出典：文部科学省委託事業における参加者アンケートから作成
「活動指標①」の出典：文部科学省調べ

「参考指標①」内閣府政策統括官(共生社会政策担当)「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(平成25年度)

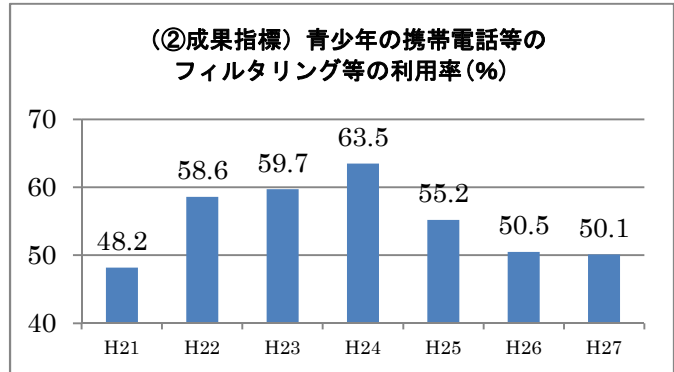
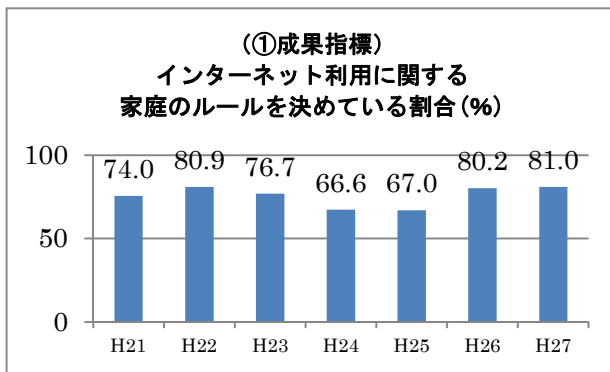
達成手段
(事業)

名称 (開始年度)	平成28年度予算額 (平成27年度予算額) 【百万円】	APとの関係	平成27年度行政事業 レビュー事業番号
青少年の国際交流の推進 (平成14年度)	134 (344)	—	0069
平成27年度評価 からの変更点	・行政事業レビューでの指摘を踏まえ、成果指標②を追加。		
行政事業レビューと の連携状況	・行政事業レビューでの指摘を踏まえ、成果指標②を追加。—		

達成目標 3	平成 21 年 4 月 1 日より施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（内閣府、総務省、経済産業省共管）を踏まえ、保護者や青少年に対し、地域と連携した青少年の携帯電話等をめぐる有害環境対策を推進する。						
達成目標 3 の 設定根拠	スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪等が問題となっていることを踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号)に基づく基本計画(※)の「保護者が青少年インターネット利用を適切に管理できるようにするための普及啓発活動の実施」という基本的な方針等に基づき、内閣府、総務省、経済産業省等の関係府省庁と連携しつつ、文科省ではフィルタリング利用の徹底や家庭におけるルールづくりの推奨を含めた保護者への普及啓発等を通じて、青少年がインターネットを適切に利用できるようにすることとしている。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(子ども・若者育成支援推進本部決定)						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	21 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①インターネット利用に関する家庭のルールを決めている割合 分母：青少年が「携帯電話・スマートフォンを利用している(もっている)」と回答した保護者数 分子：「インターネット利用に関する家庭のルールを決めている」と回答した保護者数	74.0%	76.7%	66.6%	67.0%	80.2%	81.0%	対前年度同以上
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	青少年が適切にインターネット等を利用するために、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号)と基本計画等では家庭におけるルールづくりを推奨しており、既に多くの家庭がインターネット利用に関するルールを決めている。家庭(場合により児童生徒間など)でのルール(利用時間や閲覧サイトの制限など)を決める事により、長時間利用による生活リズムの乱れや、有害サイトを通じた犯罪等を防ぐことが期待できるため、今後も引き続きこの高い水準の維持に努める。 ※上記の内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」については、平成 26 年度調査から調査方法等を変更したため、平成 25 年度以前の調査結果との直接比較は不可。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(子ども・若者育成支援推進本部決定)					
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	21 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
②青少年の携帯電話等のフィルタリング等の利用率 分母：青少年が「携帯電話・スマートフォンを利用している(持っている)」と回答した保護者数 分子：青少年が「フィルタリングを利用している」等と回答した保護者数	48.2%	59.7%	63.5%	55.2%	50.5%	50.1%	対前年度比増
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	青少年が適切に携帯電話等を利用するために、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号)と基本計画等ではフィルタリングの徹底を推奨している。「出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について(警察庁)」において、コミュニティサイトで犯罪被害に巻き込まれた児童の 9 割以上がフィルタリング未設定であるとされ、フィルタリングの重要性・必要性は明らかである。しかしインターネット接続機器・接続方法の多様化等により、現在フィルタリング設定率は減少傾向にあり、この減少傾向に歯止めを掛け、さらに、平成 27 年に改訂された基本計画(第 3 次)においても、フィルタリングの普及について明記されているため、前年度よりも増加を目指す。 ※上記の内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」については、平成 26 年度調査から調査方法等を変更したため、平成 25 年度以前の調査結果との直接比較は不可。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(子ども・若者育成支援推進本部決定)					
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	21 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
①青少年の有害環境	25 か所	32 か所	35 か所	37 か所	41 か所	45 か所	47 か所

対策における普及啓発事業の累計実施数 (か所)	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の 設定根拠	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (平成 20 年 6 月 18 日法律第 79 号) と基本計画等で定められているように、家庭で のルールづくりやフィルタリングの利用等を保護者に対して普及啓発する必要がある ため、全都道府県で実施することを目標とする。 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関 する基本的な計画 (子ども・若者育成支援推進本部決定)					

施策・指標に関するグラフ・図等



「成果指標①, ②」の出典：内閣府「平成 27 年度青少年のインターネット利用環境実態調査 (速報)」

「活動指標①」の出典：文部科学省調べ

【青少年を取り巻く有害環境対策】

インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を保護者等に対して普及啓発を行う「ネットモラルキャラバン隊」や、地域における有害環境へ対応する体制の構築を推進するための「ネット対策地域支援」などを実施。

達成手段 (事業)			
名称 (開始年度)	平成 28 年度予算額 (平成 27 年度予算額) 【百万円】	AP との関係	平成 27 年度行政事業 レビュー事業番号
青少年を取り巻く有害環境対策の 推進 (平成 16 年度)	67 (41)	—	0070
平成 27 年度評価 からの変更点	上記の内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」については、平成 26 年度調査から調査方法等を変更したことで、参考指標「携帯電話・スマートフォンの所有者のうちスマートフォンを利用する割合」の根拠となる項目が削除となり、データをとることが困難となったため削除。		
行政事業レビューと の連携状況	—		

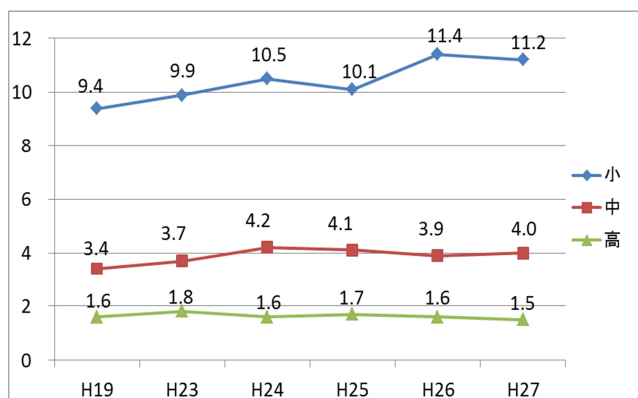
達成目標 4	子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供の自主的な読書活動を推進する。						
達成目標 4 の 設定根拠	子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるため、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進することが極めて重要である。そのため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び同法に基づく「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年5月閣議決定)に基づき、子供の読書活動を推進するための環境を整備し、子供が自主的に読書活動を行えるようになる必要がある。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	毎年度
①全国学力・学習状況調査における「読書は好きですか」の問いに対する肯定的な回答の割合 分母：調査に回答した小学6年生、中学3年生数 分子：肯定的な回答をした小学6年生、中学3年生数	小学校 71.3%	—	72.8%	72.2%	73.1%	72.8%	対前年度増
	中学校 68.2%	—	69.8%	70.2%	69.5%	68.0%	
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の 設定根拠	「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年5月閣議決定)の基本方針において、子供達が読書意欲を高め、自主的な読書習慣を身に付ける必要性について明記されている。子供の読書離れに歯止めを掛けることと、読書に対しての肯定的な回答を維持するため、前年度増を目標とした。					
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度
②子供の不読率(※1か月に一冊も本を読まなかった子供の割合)の減少 分母：調査対象校に在学する小・中・高校生数 分子：該当する小・中・高校生数 ※全国から小・中・高校生を抽出して調査	小学校 4.5%	6.2%	4.5%	5.3%	3.8%	4.8%	3%以下
	中学校 14.6%	16.2%	16.4%	16.9%	15.0%	13.4%	12%以下
	高等学校 47.9%	50.8%	53.2%	45.0%	48.7%	51.9%	40%以下
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	
目標値の 設定根拠	「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年5月閣議決定)において、不読率を平成29年までに小学校3%以下、中学校12%以下、高等学校40%以下にすることが明記されている。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	29年度
③市町村における「子供の読書活動推進計画」の策定状況 分母：全国の市及び町村数 分子：計画策定済の町村数	市町村全体 59.8%	53.8%	59.8%	—	—	—	—
	市 76.4%	71.1%	76.4%	79.8%	84.6%	86.6%	100%
	町村 45.3%	38.8%	45.3%	50.5%	55.4%	59.7%	70%以上
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	
目標値の 設定根拠	全国の各地方公共団体が、着実に子供の自主的な読書活動を支援することが必要であり、「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年5月閣議決定)において計画策定率を平成29年までに市100%、町村70%以上にすることが明記されている。						
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度

①「読書コミュニティ拠点形成支援」における子供と本をつなぐネットワークフォーラムの実施数	6	—	—	6	10	5	6
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—
目標値の設定根拠	「第3次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成25年5月閣議決定)において、「国及び地方公共団体は、子供と本をつなぐ全ての人の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援する。」と明記されているため。平成28年度は、これまで構築したモデルプログラムを全国に普及をしていくため、各ブロックで1か所程度ずつ実施することを目標とした。						

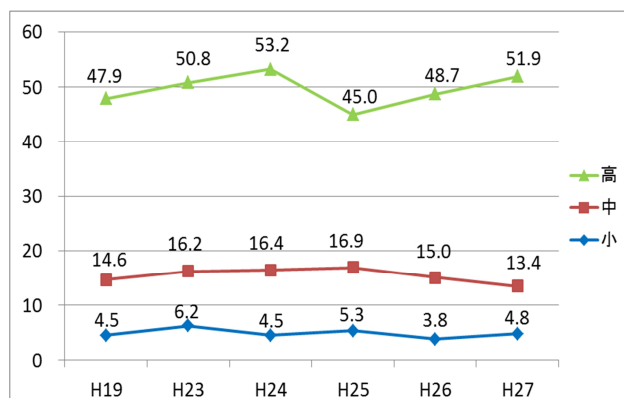
参考指標	基準値	実績値				
	—年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
①全校一斉読書活動の実施状況 分母：調査を実施した当時の学校数 分子：全校一斉の読書活動を実施している学校数	小学校	—	96.4%	—	96.8%	—
	中学校	—	88.2%	—	88.5%	—
	高等学校	—	40.8%	—	42.9%	—

施策・指標に関するグラフ・図等

(①成果指標) 子供の1カ月の読書量の推移(冊)



(②成果指標) 子供の不読率の推移(%)



(参考指標①)「読書コミュニティ拠点形成支援」(実施例)

(兵庫子供の読書活動推進フォーラム)

- ①・「子供読書活動推進計画」についての情報提供
 - ・講演、実践発表
 - ・ビブリオバトル(地区予選)
- ②・基調講演
 - ・「子供読書活動推進計画」についての情報提供
 - ・ビブリオバトル
 - ・トークセッション"

(福島県フォーラム)

- ①講演会
- ②「子供読書活動推進計画」についての情報提供
- ③子供の読書活動に関する取組事例発表
- ④高校生ビブリオバトル大会

「成果指標①」の出典：文部科学省調べ「全国学力・学習状況調査」

「成果指標②」の出典：(公社)全国学校図書館協議会、毎日新聞社「学校読書調査」

「成果指標③」、「活動指標①」の出典：文部科学省調べ

「参考指標①」の出典：文部科学省調べ「学校図書館の現況に関する調査」

達成手段 (事業)			
名 称 (開始年度)	平成 28 年度予算額 (平成 27 年度予算額) 【百万円】	AP との関係	平成 27 年度行政事業 レビュー事業番号
子どもの読書活動の推進事業 (平成 23 年度)	40 (40)	—	0071
達成手段 (諸会議・研修・ガイドライン等)			
名 称 (開始年度)	概 要		担当課 (関係課)
子どもと本をつなぐネットワ ークフォーラムの開催 (25 年度)	各地域において子供が自主的に読書活動を行うことができるよう、社会全 体で環境の整備を促進するために、地域における読書コミュニティの形成 を促進。		青少年教育課
平成 27 年度評価 からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村における『子供の読書活動推進計画』の策定状況」を成果指標から活動指標に変更。 新たに活動指標に、④を追加。 ・成果指標①を「子供の 1 ヶ月の読書量」から「全国学力・学習状況調査における「読書は好きで すか」の問いに対する肯定的な回答の割合」に変更。 		
行政事業レビューと の連携状況	行政事業レビューの指標と政策評価の指標にそごがあったため、指標③及び④を変更。		

施策の予算額・執行額 (※政策評価調書に記載する予算額)					
		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	9,461,865 ほか復興庁一括計 上分 324,468 <0>	9,505,892 ほか復興庁一括計 上分 0 <0>	9,511,661 ほか復興庁一括計 上分 0 <0>	9,463,681 ほか復興庁一括計 上分 0 <0>
		ほか復興庁一括計 上分<0>	ほか復興庁一括計 上分<0>	ほか復興庁一括計 上分<0>	ほか復興庁一括計 上分<0>
	補正予算	1,077,766 ほか復興庁一括計 上分 0 <0>	0 ほか復興庁一括計 上分 0 <0>	0 ほか復興庁一括計 上分 0 <0>	
		ほか復興庁一括計 上分<0>	ほか復興庁一括計 上分<0>	ほか復興庁一括計 上分<0>	
	繰越し等	△ 752,513 ほか復興庁一括計 上分 0 <0>	1,073,293 ほか復興庁一括計 上分 0 <0>		
		ほか復興庁一括計 上分<0>	ほか復興庁一括計 上分<0>		
	合 計	9,787,118 ほか復興庁一括計 上分 324,468 <0>	10,579,185 ほか復興庁一括計 上分 0 <0>		
		ほか復興庁一括計 上分<0>	ほか復興庁一括計 上分<0>		
	執行額 【千円】	9,742,490 ほか復興庁一括計 上分 324,205 <0>	10,516,967 ほか復興庁一括計 上分 0 <0>		
		ほか復興庁一括計 上分<0>	ほか復興庁一括計 上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策
(施政方針演説等のうち主なもの)

名 称	年月日	関係部分抜粋
<p>子供・若者育成支援推進 大綱 (子ども・若者育成支援 推進本部決定)</p>	<p>平成 22 年 7 月 23 日 (第 1 次) 平成 28 年 2 月 9 日 (第 2 次)</p>	<p>(達成目標 (1)) 第 3 基本的な施策 1 全ての子供・若者の健やかな育成 (1) 自己形成のための支援 ① 日常生活能力の習得 (基本的な生活習慣の形成) 子供の基本的な生活習慣の形成について、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等を通して、家庭、学校、地域や、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発に係る取組を推進するとともに、掃除等の日常的な体験の場の提供を進める。また、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。 (体験活動の推進) 豊かな人間性、社会性を育むとともに、子供の意欲とチャレンジ精神を引き出し、「生きる力」を育むため、子供の発達段階や子供の置かれた状況に応じた自然体験、社会体験、生活体験、芸術・伝統文化体験の場を創出するとともに、社会的気運を醸成することにより体験活動を積極的に推進する。 3 子供・若者の成長のための社会環境の整備 (1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築 ③ 地域全体で子供を育む環境づくり (地域で展開される多様な活動の推進) 子供・若者の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開される環境学習、E S D (持続可能な開発のための教育) の視点を踏まえた活動、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進する。また、農山漁村に滞在し、農林漁業体験等を行う活動や、体験活動を支援する人材の育成等を推進する。 (達成目標 (2)) 第 3 基本的な施策 5 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援 (1) グローバル社会で活躍する人材の育成 (国際交流活動) 若者の国際理解を促し、グローバル化に対応したリーダーシップ能力、異文化対応力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招聘へい・派遣等を通じた国際交流の機会を提供する。 (達成目標 (3)) 第 3 基本的な施策 3 子供・若者の成長のための社会環境の整備 (3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応 (「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の的確な施行等) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (平成 20 年法律第 79 号) 及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画 (第 3 次)」(平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定) に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の取組の支援等を強化する。また、新たな技術、サービスや利用実態等を把握し、新たな問題等に対しては、官民連携して、迅速に取り組む。 (ネット依存への対応) ネット依存の傾向が見られる青少年に対しては、青少年教育施設等を活用した自然体験や宿泊体験プログラムなどの取組を推進する。 (達成目標 (4)) 第 3 基本的な施策</p>

		<p>1 全ての子供・若者の健やかな育成 (1) 自己形成のための支援 ① 日常生活能力の習得 (読書活動の推進) 国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるなど、子供の読書活動を推進する。 学校においては、子供が読書に親しむ機会を充実させるため、学校図書館の充実を図るとともに、司書教諭の配置の促進や、学校司書の配置に努める。 社会教育においては、図書館や公民館が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう環境整備を推進するとともに、地域の指導者の養成を促進する。</p>
<p>「今後の青少年の体験活動の推進について」 (中央教育審議会答申)</p>	<p>平成 25 年 1 月 21 日</p>	<p>(達成目標 (1)) 1 今なぜ青少年の体験活動か (体験活動の機会の創出) ○ 体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、未来の社会を担う全ての青少年に、人間的な成長に不可欠な体験を経験させるためには、教育活動の一環として、体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている。 (達成目標 (2)) 5 グローバル化に対応した国際交流の推進について ○ グローバル化に伴い、人・モノや様々な文化・価値観等が国境を越えて流動化しつつある今日の社会においては、青少年に自分の意見を正々堂々と述べたり、異なる文化や価値観による考え方を受け入れたりすることができる能力や態度を育成する必要がある。また、世界で生じている課題と自分の生活との結びつきを理解し、多様な立場の人とともに、問題解決に向けた行動ができる力が求められている。 ○ 国際社会で活躍できる能力・感覚を育成するためには、青少年が異なる文化や習慣を持つ人々と意見交換や討論を行うほか、寝食を共にしたり、様々な活動を協力して実施したりするなどの国際交流体験を積むことが必要不可欠である。</p>
<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画 (子ども・若者育成支援推進本部決定)</p>	<p>平成 21 年 6 月 30 日 (第 1 次)、 平成 24 年 7 月 6 日 (第 2 次) 平成 27 年 7 月 31 日 (第 3 次)</p>	<p>(達成目標 (3)) 第 2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項 1. 学校における教育・啓発の推進 (3)学校における啓発活動の推進 学校における教育をサポートする啓発資料の作成・提供や、官民連携して青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を実施するとともに、学校における保護者等に対する効果的な説明の機会を活用した啓発活動の実施を推進する。</p>
<p>子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 (閣議決定)</p>	<p>平成 14 年 8 月 2 日 (第一次) 平成 20 年 3 月 11 日 (第二次) 平成 25 年 5 月 17 日 (第三次)</p>	<p>(達成目標 (4)) 第 4 章 子供の読書活動の効果的な推進に必要な事項 1. 推進体制等 (1) 国における子供の読書活動推進体制 本計画を効果的に推進していくため、国は、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を更に強化し、子供の読書活動を推進するための方策の効果的な推進を図る。また、これらの機関の活動の円滑化を図るため、子供の読書活動を推進するための関連情報を広く収集・提供するよう努める。 子供の読書活動の状況について、不読率は、平成 27 年 4 月現在、小学生 3.8%、中学生 15.0%、高校生 48.7%となっているが、平成 34 年までに不読率を半減(平成 34 年度：小学生 2%以下、中学生 8%以下、高校生 26%以下)させることを目標に、本計画においては、おおむね 5 年後に、小学生は 3%以下、中学生は 12%以下、高校生は 40%以下とすることを指す。 あわせて、読書の量を増やすことのみならず、子供の読書の幅を広げ、読書の質を高めていくことが必要である。 (2) 地域における子供の読書活動推進体制 推進法第 9 条の規定により、都道府県及び市町村は、それぞれ、都道府県</p>

	<p>推進計画又は市町村推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。平成 23 年度末時点で、都道府県推進計画は、全都道府県において策定されており、域内の子供の読書活動の推進の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しが進められている。</p> <p>他方、市町村推進計画の策定率は、69.1%（市の策定率は 84.6%，町村は 55.4%）（平成 26 年度末）となっており、地域における取組の差が顕著である。このため、未策定の市町村は、地域の実情を踏まえつつ、本計画及び都道府県推進計画を基本として、市町村推進計画を策定するよう努める。国及び都道府県は、本計画期間中に、市にあつては 100%，町村にあつては 70%以上の地方公共団体において市町村推進計画が策定されるよう促す。</p> <p>また、都道府県及び市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画において、子供の読書活動の推進について、可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関し点検及び評価を行うよう努める。</p>
--	---

<p>主管課（課長名）</p>	<p>生涯学習政策局 青少年教育課 （土肥 克己）</p>
-----------------	-------------------------------

<p>評価実施予定時期</p>	<p>平成 29 年度 平成 34 年度</p>
-----------------	--------------------------